

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	スポーツ施設の使用の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町スポーツ施設条例 第7条第1項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第54号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 1 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 1 日</p>
所 管 部 署 名	教育委員会 スポーツ振興グループ 管理担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用の制限)</p> <p>第8条 教育委員会は、スポーツ施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他スポーツ施設の管理上支障があるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	スポーツ施設使用料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町スポーツ施設条例 第9条第3項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第54号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 3 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 3 日</p>
所 管 部 署 名	教育委員会 スポーツ振興グループ 管理担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料)</p> <p>第9条</p> <p>3 町長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	販売行為等の承認
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町スポーツ施設条例施行規則 第7条ただし書き
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第54号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 5 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 5 日</p>
所 管 部 署 名	教育委員会 スポーツ振興グループ 管理担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(販売行為等の禁止)</p> <p>第7条 使用者は、スポーツ施設又はその敷地内において、物品等の販売又は金品の寄附募集等の行為をしてはならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	